

平成31年瑞穂町教育委員会第3回定例会 会議録

平成31年3月28日瑞穂町教育委員会第3回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 村上 豊子 君 ・ 2番 中野 裕司 君 ・ 3番 滝澤 福一 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 福井 啓文 君 ・ 教育課長 友野 裕之 君 ・ 指導課長 田中 淳志 君

指導課統括指導主事 稲富 泰輝 君 ・ 社会教育課長 桶田 潔 君 ・ 図書館長 町田 陽生 君

庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長 業務報告

日程第 3	議案第 6 号	平成 3 1 年度瑞穂町立学校教育課程編成について
日程第 4	議案第 7 号	瑞穂町立学校スクール・サポート・スタッフ配置要綱について
日程第 5	議案第 8 号	瑞穂町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
日程第 6	議案第 9 号	瑞穂町文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
日程第 7	議案第 1 0 号	瑞穂町いじめ問題調査委員会要綱を廃止する要綱
日程第 8	議案第 1 1 号	瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について
日程第 9	議案第 1 2 号	瑞穂町社会教育委員の委嘱について
日程第 1 0	議案第 1 3 号	瑞穂町青少年委員の委嘱について
日程第 1 1	報告事項 1	瑞穂町教育基本計画審議会条例について
日程第 1 2	報告事項 2	瑞穂町いじめ問題調査委員会条例について
日程第 1 3	報告事項 3	瑞穂町ひとり親家庭等学校給食費補助金交付要綱について
日程第 1 4	報告事項 4	瑞穂町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について
日程第 1 5	報告事項 5	瑞穂町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について
日程第 1 6	報告事項 6	瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について

開会 午前 9 時 0 0 分

鳥海教育長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は 4 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 3 1 年瑞穂町教育委員会第 3 回定例会を開催いたします。

ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、3番、滝澤委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。
お手元に配付してあります資料のとおりでございます。
今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

鳥海教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第6号、平成31年度瑞穂町立学校教育課程編成について、教育部長より説明を求めます。

教育部長 議案第6号については、学校教育法施行規則第50条及び同規則第72条並びに学習指導要領の規定により、本案を提出するものです。詳細については、指導課長が説明します。

指導課長 説明いたします。「平成31年度 瑞穂町立学校教育課程編成について」は、「平成31年度 教育課程編成に向けての基本的な考え方」に基づき、各学校の実態に応じて編成してあります。

小学校の第1表と第2表、中学校の第1表から第3表まで（特別支援学級では、第3表の1）は、基本的な考え方のどの項目に該当するのか番号を入れてあります。

また、今回の教育課程編成に際しては、学力向上、ふるさと学習「みずほ学」の推進など瑞穂町の重点施策をふまえた上で、各学校の特色を出すように依頼をしています。また、新学習指導要領への対応等、児童・生徒に確かな学力をつける内容になっており、このことについては事前に統括指導主事と指導主事が学校ごとに確認並びに指導をしています。以上、説明といたします。

鳥海教育長 以上で、説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 学校毎に特色があるとの説明がありましたが、具体的に説明をお願いします。

指導課長

一小については、東京都の表彰を受けたことを踏まえて、ふるさと学習みずほ学については、伝統文化理解教育や国際理解教育といった内容を中心に行っています。また、学習面では、問題プリントに取り組むなど、継続して履修事項を行うことによって、力をつけていくということを行っています。

二小については、平成31年度にプログラミング教育の発表がありますので、ICTを中心とした学習内容を行っています。ふるさと学習については、地域産業を中心に行っています。

三小については、平成31年度に研究発表会がありますので、総合的な学習の時間と生活科を中心とした研究を重点として行っています。その中で、ふるさと学習については、身近な地域の生活を学習することと、防災教育についても重点的に行っています。

四小については、平成31年度から校内研究を国語の教科に変更します。新学習指導要領の一番基礎的なところから見直しをしていくということで、若い教員も多いことから、そこを中心に行っています。ふるさと学習では、地域の工業・工場などを取り入れた学習を引き続き取り入れていきます。

五小については、ふるさと学習や持続可能な社会づくりとして、自然環境学習を中心として行っています。また、福祉関係では、幼稚園や老人ホームなどとの連携を重視して、学習を進めています。

瑞中については、特別支援教育に関連してユニバーサルデザイン教育を3年計画で進めており、平成31年度が2年目にあたります。

二中については、ふるさと学習においてはキャリア教育になります。また、学力格差解消推進校にあっていますので、補習であるとか自主的な学習の取組に力を入れ、さらに深めています。

村上委員

継続的な学習をさらにすすめていくということは、よくわかりました。新学習指導要領に向けて、新たな取組や注目すべきことなどはありますか。

指導課長

道徳について、これまで町では取り組んできましたので、引き続き行っていく必要があると思います。

英語については、推進委員会で形をつくってききましたので、それをもとに各学校で指定された時間数を実施していく必要があると思います。それと、ICTについては設備関係の整備が進まないといけないものですが、二小のプログラミング教育成果を各学校にひろめて、新しい学習指導要領に対応していくことにつなげていきます。

現在のものと新たなものともに中心となっているのは、主体的・対話的な機会を学ぶとなっています。中堅の教員が中心となってこの部分を進めていければと考えています。若い教員については、初任者・2年次研修を通して、知識等を吸収し、授業を進めていってほしいと思います。

英語の時数については、平成30年度から、小学5・6年生で55時間、3・4年生で15時間を確保しています。50時間以上を求められていますので50時間という地区も多くありますが、55時間以上の時数を確保すると、非常勤講師もつくことになることもあり、町では55時間としています。

村上委員 実際、授業では先生の力が重要ですので、そのあたりはしっかりとさせていただければと思います。

鳥海教育長 英語については新学習指導要領では完全実施とされています。先生も苦しくなってくるのかなと感じています。現在の施行期間で力を蓄えて、完全実施に対応出来る仕組みづくりをしていきたいと考えています。

滝澤委員 確認ですが、二小では5・6年生が60時間と3・4年生が20時間であり、他の学校は55時間と15時間となっているんですね。

指導課長 その通りです。

関谷委員 内容を見てみますと、いろいろなものが流れ込んできている現状だと思います。カリキュラムマネジメントと申しますか、各校がどれを選択していくか、どこにウエイトを置くかを良く検討しないと、教員がパンクしてしまうのではないかと懸念します。ある程度、町教育委員会が主導して、バランスをとらないことには、学校が大変な事になる可能性があります。

鳥海教育長 このことについては、外部から啓発等の目的で、作文やポスター作成などが各校へ依頼されています。既存のもの以外は、積極的にはお受けしていない現状ではあります。これからご審議いただく議案第7号にありますスクール・サポート・スタッフの配置などで、支援していく予定です。また、ふるさと学習みずほ学につきましても、2ヵ年が経過したところで漸く各学校が何をしようかということが見え出してきたところです。例えば四小であれば、工業の関係のつながりが出来てきて、人と人とのつながりが出来てきていますので、その手続き等に関してはさほど労力がかからない現状になっています。定着してきたことが、労力を減らし、充実した内容になってきたことの一例になっています。

鳥海教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第6号に対する討論を行います。

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第6号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、議案第6号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第4、議案第7号、瑞穂町立学校スクール・サポート・スタッフ配置要綱について、教育部長より説明を求めます。

教育部長 議案第7号については、瑞穂町立学校の教員の負担軽減を図り、教員が児童及び生徒の指導並びに教材研究等に注力できる体制を整備するため、本案を提出するものです。詳細については、指導課長が説明します。

指導課長 説明いたします。

1枚おめくりください。第1条は、目的について、定めます。第2条は、配置対象校について定め、一校当た

り一人のスクール・サポート・スタッフを配置します。第3条は、スクール・サポート・スタッフの職務について定めます。第4条は、スクール・サポート・スタッフの服務について定めます。

1枚おめくりください。第5条は、スクール・サポート・スタッフの出勤状況の報告について定めます。

第6条は、補則を定めたものです。

附則として、この訓令は、平成31年4月1日から施行するものです。

右頁の別記様式、第5条関係は、第5条で定めたスクール・サポート・スタッフの報告の際に使用する様式です。以上、説明といたします。

鳥海教育長 以上で、説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 スクール・サポート・スタッフと学習サポーターの違いについて説明をお願いします。

指導課長 学習サポーターの職務内容は、特定の教室に配置され学習の支援に限られたものになります。スクール・サポート・スタッフは、印刷業務や丸付けなど子どもたちへの学習サポート以外の部分を担っていただきます。ただし、第3条の(9)のところになりますが、今迄の学習サポーターと同じ職務も行えます。また、電話対応など事務室の支援や副校長先生の手伝い等も行えます。

村上委員 その違いについて、担任の先生や学習サポーターなどが把握することが大事だと思いますが、そういった場は設けられるのでしょうか。

指導課長 既に、職員会議等で校長先生から少し話をしているところですが、4月に配置されますので、改めて職員会議等で周知していくようになります。都から役割事例なども届いていますので、参考にしながら各校で職務を決めていきます。

村上委員 スクール・サポート・スタッフが経験豊富で年上の場合、若い先生が手伝いをなかなかお願いできないケースも出てくるかと思います。そういったことも含めて、教育委員会からしっかりと活用するように伝える必要がある

のかなと思います。

鳥海教育長 補足しますと、今回の制度は、都が主導で費用も全て都が負担します。職務内容は幅広く設定され、教員の負担軽減になればどのような活用方法でも可能となっています。学習サポーターは町独自の施策で、特に低学年のクラスに配置をして対応しています。これについて現場からは効果があると聞いています。

他地区は、町が実施している学習サポーターの部分に活用の道を考えているところですが、町は既に独自で制度を構築していますので、その他の部分に大いに活用できることとなります。また、各校長の判断により、各学校の実情にあわせて活用できることとなりますので、いろいろな役割が出てくると予測されます。

滝澤委員 スクール・サポート・スタッフになる条件として、町ではどのようにかんがえていますか。

指導課長 学習サポーターなど、他の臨時職員と同じ条件で、特に教員の免許は必要ありませんし、年齢の制限もありません。

滝澤委員 退職された校長先生など、そのような方が、配置されるわけではないのですね。

電話対応や来客対応など管理職の手伝い等となると、ある程度条件が揃わないと頼めないと思い、質問しました。

指導課長 地区によって、町でいう学習サポーターの位置付けで採用しているところや、事務員として採用しているところ、また、理科の植物や学校農園などに関する教材準備を担っているところもあります。

村上委員 言い換えると、学校ごとに必要な人材が変わってくるということは、募集の段階で学校の要望が強く反映される必要があると思いますが、その部分を考慮して進めているのでしょうか。

指導課長 現段階で学校に呼びかけているのは、学校独自で人材を見つけていただくことが、最も近道であると伝えていますが、ただし、最終的には事務局で面接を行い決定します。また、まだ配置される人材が見つけれない学校もありますので、並行して募集をかけていきます。

鳥海教育長　　今回、東京都教育委員会が描いた仕組みは、学校の働き方改革に資するところが一番大きなところだと思います。内容的には、各校1名ずつ予算化しているので、自由に役立ててほしいという主旨になっています。教員免許などをお持ちであればより良い人材になるでしょうけれど、そういう方を求めるだけの単価設定にもなっていない状況です。

　　以上を勘案して、事務局で募集する前に、自由度が効くことを最大限に活かして、まずは、各学校で目ぼしい人材を探してほしいとしています。

関谷委員　　学習サポーターをされている方も教員免許を有さなくてもできるため、応募される方がどちらを選択したらよいのかといったときに、区分が明確でない気がします。

指導課長　　現状も、学習サポーターと教育支援補助員の違いも人によっては、曖昧になっています。学習サポーターは、特定の教室に入って学級全体をみていく。教育支援補助員は、特別支援教室や通級指導教室に在籍している特定のお子さんに対して、教室内で支援する。外部の人が教室に入ると、どちらなのかは判別がつきにくい状況です。これらのことも踏まえて、スクール・サポート・スタッフへの説明をしていく必要があると思います。

　　他にも特別支援教室の専門員など、いろいろな職種の方が入ってきているので、それぞれの内容をもう一度説明する必要性を感じます。

鳥海教育長　　学習サポーターについては、経験を積んでいる方がほとんどで、大部分の方が、翌年度も引き続き担っていただけています。今回は新たな職種であり、どういった人材が集まってくるか見えない部分もあります。また、探しても見つけられない状況も考えられる状況です。

鳥海教育長　　ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第7号に対する討論を行います。
討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第7号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、議案第7号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第5、議案第8号、瑞穂町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について、教育部長より説明を求めます。

教育部長 説明いたします。議案第8号については、瑞穂町文化財保護条例の一部改正に伴い、規則を改正する必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、図書館長が説明します。

図書館長 詳細について説明いたします。

瑞穂町文化財保護条例の一部改正による、登録文化財制度の創設に伴い、条例の施行に関し必要な事項を定めるため、登録文化財に関する規定を追加し、また、文言を整理するため、規則の一部改正を行います。

主な改正内容について説明しますが、規則中、条ずれ及び文言整理は省略します。

議案書の後ろから5枚目(16枚おめくりいただき)、新旧対照表の1ページをご覧ください。第2条は、登録に係る同意書の提出について定めます。第3条は、所有者等による登録の申請について定めます。

おめくりいただき、2ページをご覧ください。第5条は、登録証及び登録認定証の交付について定めます。第6条は、登録証及び登録認定証の再交付について定めます。

3ページ、中ほどをご覧ください。第7条第2項は、登録証及び登録認定証の書換えについて定めます。第8条は、登録した文化財について、台帳及び付属資料を備えることを定めます。第9条は、町登録文化財の、管理責任者の選任等の届出について定めます。第10条は、町登録文化財の、所有者の変更等の届出について定めます。

おめくりいただき、第11条は、町登録文化財の、滅失等の届出について定めます。第12条は、町登録文化財の、所在の場所の変更の届出について定めます。

5ページをご覧ください。第15条は、町登録文化財の、現状変更等に係る許可申請等について定めます。

おめくりいただき、6ページをご覧ください。第17条は、町登録文化財の、修理の届出について定めます。

7ページをご覧ください。第18条は、町登録文化財の、保持者等に係る届出について定めます。

おめくりください。第20条は、町登録文化財の、土地の所在等の変更届について定めます。第21条は、町登録文化財の、所在の場所の変更について、届出を要しない場合等について定めます。

8ページから9ページにかけて、様式第2号 登録申請書、様式第7号 登録証、様式第8号 瑞穂町登録無形文化財保持者認定証、様式第9号 瑞穂町登録無形文化財保持団体認定証、を新たに加え、様式の号数を繰り下げます。

附則として、第1項では、施行期日を平成31年4月1日とするものです。第2項では、経過措置を定めるものです。以上、説明いたします。

鳥海教育長 それでは、少し補足説明いたします。条例を定めそれを施行していくにあたり、細かいことを決めていくには規則に委任するとなっています。文化財保護条例につきましては、平成30年第4回瑞穂町議会において条例の一部を改正する内容が可決され、施行期日は平成31年4月1日となっています。その後、規則につきましては、登録文化財制度を創設する内容に伴って整備したものが、この規則改正になります。本体の改正は既に条例改正で行われているということになります。

鳥海教育長 以上で、説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第8号に対する討論を行います。

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第8号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、議案第8号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第6、議案第9号、瑞穂町文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、教育部長より説明を求めます。

教育部長 説明いたします。議案第9号については、瑞穂町文化財保護条例の一部改正に伴い、要綱を改正する必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、図書館長が説明します。

図書館長 詳細について説明いたします。瑞穂町文化財保護条例の一部改正による、登録文化財制度の創設に伴い、条例の施行に関し必要な事項を定めるため、登録文化財に関する規定を追加し、また、文言を整理するため、要綱の一部を改正する告示を行うものです。

それでは、登録文化財に関する主な改正内容について説明しますが、要綱中、文言整理は省略します。

1枚おめくりいただき、新旧対照表の1ページをご覧ください。第1条は、要綱の趣旨として、指定文化財に加え、登録を受けた文化財の所有者等が行う事業に対し、町が経費の一部を補助する場合の補助金の交付について必要な事項を定めます。第2条は、補助対象者について定めます。第3条は、補助対象事業について定めます。

おめくりいただき、2ページをご覧ください。第4条は、補助対象経費について定めます。第5条は、補助金の額について定めます。登録文化財の補助限度額は250万円とします。ただし、登録無形文化財及び登録無形民俗文化財は50万円です。この額は、指定文化財の補助限度額の2分の1としました。補助率は、指定文化財と同様に補助対象経費の100分の50（2分の1）です。なお、限度額及び補助率は、平成30年11月26

日に開催された、町の補助金等審査分科会で、外部の有識者による審査を経て、決定に至っています。

おめくりいただき、4ページをご覧ください。附則として、施行期日を平成31年4月1日とするものです。

以上、説明といたします。

鳥海教育長 以上で、説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第9号に対する討論を行います。

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第9号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、議案第9号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第7、議案第10号、瑞穂町いじめ問題調査委員会要綱を廃止する要綱について、教育部長より説明を求めます。

教育部長 議案第10号については、瑞穂町いじめ問題調査委員会条例の制定に伴い、要綱を廃止する必要があるため、本案を提出するものです。瑞穂町いじめ問題調査委員会要綱を廃止する要綱、瑞穂町いじめ問題調査委員会要綱(平成27年教育委員会告示第6号)は、廃止する。附則として、この要綱は、平成31年3月8日から施行するものです。以上、提案理由の説明といたします。

鳥海教育長 以上で、説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第10号に対する討論を行います。

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第10号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、議案第10号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第8、議案第11号、瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について、教育部長より説明を求めます。

教育部長 議案第11号については、瑞穂町教育相談室設置規則第3条第3項の規定に基づき、別紙の者を任命したいので、本案を提出するものです。

一枚おめくりください。氏名 深宮 郁織、裏面をご覧ください。氏名 佐藤 智美、右頁になります 氏名 宮野 留衣、裏面をご覧ください。氏名 田中 献一、右頁になります 氏名 小池 直、裏面をご覧ください。氏名 横江 和賀子、右頁になります 氏名 堀部 浩子。

生年月日、住所及び略歴は記載のとおりです。任期は、平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日までです。なお、7名の相談員のうち、5名は平成30年度に引き続き任命し、2名は平成31年度、新たに任命するものです。以上、提案理由の説明といたします。

鳥海教育長 以上で、説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 新たになられる方について、もう少し詳しく説明願います。

指導課長 新しい方は、6人目と7人目になります。横江さんにつきましては、青梅市新町中学校で、家庭と子どもの支援員に携わり、相談業務を中心に職務を担っていました。しっかりとした方で、必要なことをてきぱきと行いながらも、相手のことを受け入れるような雰囲気のある方です。

堀部さんにつきましては、あきる野市の学童クラブ指導員で小学生とのかかわりなどがありました。努力型の

感じを受ける方で、一つひとつ覚えて自分の力にするタイプです。

村上委員 一年過ぎた方がいらっしゃると思いますが、その方に対する感想などはいかがでしょう。

統括指導主事 田中さんと小池さんが該当します。田中さんについては一小に派遣しています。子どもから相談しやすい雰囲気作りをしており、相談回数も多くなっています。引き続き一小への派遣を考えています。

小池さんについては、一つひとつのケースに対して時間をかけ慎重に行っています。不登校支援を中心に担っており、現在瑞中に派遣しています。また、指導課への報告も逐一行っています。来年度は、二中への派遣を考えています。

鳥海教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので、討論を省略します。

それではお諮りします。議案第11号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、議案第11号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第9、議案第12号、瑞穂町社会教育委員の委嘱について、教育部長より説明を求めます。

教育部長 議案第12号については、瑞穂町社会教育委員が平成31年3月31日、任期満了となるため、瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第2条の規定により、別紙の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。

1枚おめくりください。氏名、石井 政次、風間 美奈、片倉 あけみ、吉良 明美、志村 武保、田村 勝、牧野 壽義、町田 恵子、住所及び生年月日は、記載のとおりです。なお、石井氏、片倉氏、田村氏は新任、それ以外の方は再任です。任期は、平成31年4月1日から平成33年(2021年)3月31日までです。

以上、提案理由の説明といたします。

鳥海教育長 以上で、説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので、討論を省略します。

それではお諮りします。議案第12号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、議案第12号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第10、議案第13号、瑞穂町青少年委員の委嘱について、教育部長より説明を求めます。

教育部長 議案第13号については、瑞穂町青少年委員に欠員が生じたため、瑞穂町青少年委員の設置及び委員の報酬に関する条例第4条の規定により、下記の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、マ 久美。住所及び生年月日は、記載のとおりです。なお、任期は、平成31年4月1日から平成32年(2020年)3月31日までです。以上、提案理由の説明といたします。

鳥海教育長 以上で、説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 該当されている方は二本木地区の方ですが、青少年委員は地区ごとに選出になっていると思われませんが、欠員というのは当該地区ということでしょうか。

社会教育課長 欠員が出た地区からの選出となります。

鳥海教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので、討論を省略します。

それではお諮りします。議案第13号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、議案第13号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第11、報告事項1、瑞穂町教育基本計画審議会条例について、教育部長より説明をお願いします。

教育部長 報告事項1については、瑞穂町教育基本計画審議会条例を制定したので報告するものです。

詳細につきましては、指導課長が説明します。

指導課長 説明いたします。1枚おめくりください。本条例については、平成31年瑞穂町議会第1回定例会において可決され、平成31年3月8日に施行されました。教育基本法の規定に基づき、瑞穂町における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めた「瑞穂町教育基本計画」は、平成31年度に計画期間10年が満了します。次期10年間の計画を策定するに当たり、学識経験者、学校関係者及び住民等の意見を計画に反映させるため、審議会を設置する必要があることから条例を制定したものです。

それでは、内容について説明いたします。なお、説明中、瑞穂町教育基本計画審議会を「審議会」、同審議会の委員を「委員」と表現します。第1条は、審議会の設置を、第2条は、審議会の所掌事項を定めます。第3条は審議会の組織について、第4条は、委員の任期について定めます。

おめくりいただき、第5条は、審議会における委員長及び副委員長の選任方法等を、第6条は、会議について、第7条は、関係者の出席等について定めます。第8条は、審議会の庶務を、第9条は、委員の報酬及びその支給方法を、第10条は、委任について定めます。

附則として、第1項では施行期日を、第2項では会議の招集に関する特例を、第3項では準備行為について定めます。第4項では、この条例の制定にあわせ「瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正し、委員の報酬額を定めます。以上、説明といたします。

鳥海教育長 補足説明いたします。

なぜこの時期にこの条例が必要になったかといいますと、委員報酬をお支払いする必要がある場合には、条例で定めることが基本となります。平成30年度にすでに報酬を伴わない人員で会議等は進んでいましたが、平成31年度、本格的に本計画を策定するにあたり、報酬を伴う委員の出席が必要になりました。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、ご質問もないようですので、委員には、さようご承願いたします。

鳥海教育長 日程第12、報告事項2、瑞穂町いじめ問題調査委員会条例について、教育部長より説明を願います。

教育部長 報告事項2については、瑞穂町いじめ問題調査委員会条例を制定したので報告するものです。

詳細につきましては、指導課長が説明します。

指導課長 説明いたします。1枚おめくりください。本条例については、平成31年瑞穂町議会第1回定例会において可決され、平成31年3月8日に施行されました。教育委員会では、いじめ防止対策推進法、東京都いじめ防止対策推進条例及びいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、「瑞穂町いじめ防止基本方針」を平成26年度に決めました。同時に、いじめに関する重大事態が発生した場合、速やかに対処することを目的に、「瑞穂町いじめ問題調査委員会要綱」を策定しました。

今回、いじめ問題調査委員会を条例に基づき設置し、報酬額を定める必要があることから、現行の「瑞穂町いじめ問題調査委員会要綱」を廃し、「瑞穂町いじめ問題調査委員会条例」を新たに制定するものです。

それでは、内容について説明いたします。なお、説明中、瑞穂町いじめ問題調査委員会を「委員会」、同委員会の委員を「委員」と表現します。第1条は、委員会の設置について定めます。第2条は、用語の定義を、第3条では委員会の所掌事項を定めます。第4条は、教育長が委員会の調査結果を町長へ報告することを定めています。

第5条は、委員会の組織について、第6条は、委員の任期について、第7条は、委員会における委員長及び副委員長の選任方法等を定めます。

おめくりいただき、第8条は、会議について、第9条は、意見聴取について定めます。第10条は、町長が教育長から重大事態の調査の結果報告を受け、必要があると認めるときは、町長が瑞穂町いじめ問題再調査委員会を設け、教育長から報告を受けた調査結果について、再調査を行わせることができる旨を定めたものです。第11条は、委員会等の会議の記録及び保存について定めます。第12条は、委員の守秘義務を、第13条は、委員会の庶務を、第14条は、委員の報酬及びその支給方法を、第15条は、委任について定めます。

附則として、第1項では施行期日を、第2項では会議の招集に関する特例を、第3項では準備行為について定めます。第4項では、この条例の制定にあわせ「瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正し、委員の報酬額を定めます。以上、説明といたします。

鳥海教育長 補足説明します。基本計画はすでに存在しています。調査委員会については、要綱で定めていました。これを条例化することになります。条例化されて追加されたものは、最後に説明のあった附則の第4項の「瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正し、委員の報酬額を定めました。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

村上委員 「再調査委員会」という文言があるのですが、これは教育委員会がタッチしないものになりますか。

指導課長 その通りです。

統括指導主事 今迄、要綱で進めていたところですが、国や都のいじめ問題に関する方針との整合性を図ることを目的に改正を図りました。また、「再調査委員会」の件については、町部局と十分に協議を重ねて作成しました。

鳥海教育長 法体系上、「再調査委員会」等の細かい部分については、条例というよりは要綱等で定めることになります。

鳥海教育長 それでは、ご質問もないようですので、委員には、さようご了承願います。

鳥海教育長 日程第13、報告事項3、瑞穂町ひとり親家庭等学校給食費補助金交付要綱について、教育部長より説明を願います。

教育部長 報告事項3については、瑞穂町ひとり親家庭等学校給食費補助金交付要綱を制定したので、報告するものです。詳細につきましては、教育課長が説明します。

教育課長 説明いたします。1枚おめくりください。この要綱は、平成31年度から、ひとり親家庭等の支援拡充策の一つとして、新たに実施するための要綱を制定するものです。

内容について説明します。第1条は、要綱の目的について定めます。第2条は、ひとり親家庭等の定義として、記載の第1号から第7号のとおり、定義を定めます。第3条は、補助対象者の補助金を受けるための要件として、住居要件、収入要件等を定めます。

1枚おめくりください。第4条は、補助金の額を定めます。第5条は、申請方法を定めます。第6条は、認定の決定について、第7条は、認定等について、第8条は、補助金の支払い方法等について、それぞれ定めます。

1枚おめくりください。第9条は、補助金の返還について、第10条は、委任について定めます。附則として、この告示は、平成31年4月1日から施行するものです。以上、説明といたします。

鳥海教育長 補足で説明します。これは、総合教育会議の中で町長から説明のありました、ひとり親家庭の総合施策の一つとして、教育委員会に係る施策になります。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

鳥海教育長 それでは、ご質問もないようですので、委員には、さようご承願いたします。

鳥海教育長 日程第14、報告事項4、瑞穂町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について、教育部長より説明を願います。

教育部長 報告事項4については、瑞穂町就学援助費支給要綱の一部を改正したので、報告するものです。詳細につきましては、教育課長が説明します。

教育課長 説明いたします。1枚おめくりください。就学援助費は、生活困窮世帯の児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な援助を行う制度ですが、今回、ひとり親家庭等学校給食費補助金要綱の制定に伴い、要綱の関連条文の改正を行い、加えてその他必要な改正を行いました。内容を説明します。なお、文言整理は省略します。恐れ入りますが、4枚おめくりいただき、新旧対照表1ページをご覧ください。

第2条第2号は、支給対象者収入要件に入学前新入学学用品費の収入要件を加え、算定に適用する生活保護基準の基準日を規定します。第4条は、就学援助費の申請とひとり親世帯等学校給食費補助金の申請を同時に行うため、申請様式を改めます。

2ページになりますが、申請に必要な添付書類に家賃証明書等の添付を加え、ただし書きとして、町の公簿による確認に同意をするときの収入に関する証明の添付を省略することを加えます。別表備考第3項は、新入学学用品費について、町では国の基準と同額を支給していますが、入学前より入学後の時点で国の定める額が増額された場合、入学前支給者に対しても増額後の金額を支給することができる規定です。第4項は、入学前支給認定者が、入学年度前3月31日までに町の区域外に転出したときは、前項の規定を適用しないことを定めます。第5項は、入学前支給を受けた時点での国の定める額が、入学年度に下回ると見込まれるときは、前年度の支給額を超えない範囲で町長が定める額を支給できることを定めます。

附則として、第1項では、施行期日を平成31年4月1日とするものです。第2項では、平成31年度の新入学学用品費の支給認定を受けた者の特例として、改正後の瑞穂町就学援助費支給要綱別表の規定は、新入学

用品費の入学前支給認定を平成31年2月1日に受けた者から適用するものです。

また、第4条の申請で、就学援助費申請書兼ひとり親家庭等学校給食費補助金交付申請書と様式を変更した理由としては、別々の申請様式にしてしまうと、ひとり親家庭という特殊な家庭環境が分かってしまうことが一つあります。別々の申請書にした場合、保護者の負担も増えてしまいます。この点を効率化するために一つの様式にしました。最後に事務の効率化も同時に行えることも考慮しています。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

鳥海教育長

それでは、ご質問もないようですので、委員には、さようご承願います。

鳥海教育長

日程第15、報告事項5、瑞穂町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について、教育部長より説明を願います。

教育部長

報告事項5については、瑞穂町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正したので、報告するものです。詳細につきましては、教育課長が説明します。

教育課長

説明いたします。1ページおめくりください。特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学に対する援助を行う制度です。今回、この制度に係る瑞穂町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正しました。内容を説明します。

恐れ入りますが、4枚おめくりいただき、新旧対照表1ページをご覧ください。第4条は、申請に必要な添付書類に家賃証明書等の添付を加え、ただし書きとして、町の公簿による確認に同意をするときの収入に関する証明の添付を省略することを加えます。

1枚おめくりください。別表備考第3項は、新入学用品費について、町では国の基準と同額を支給していますが、入学前より入学後の時点で国の定める額が、増額された場合、入学前支給者に対しても増額後の金額を

支給できる規定です。第4項は、入学前支給認定者が、入学年度前3月31日までに町の区域外に転出したときは、前項の規定を適用しないことを定めます。第5項は、入学前支給を受けた時点での国の定める額が、入学年度に下回ると見込まれるときは、前年度の支給額を超えない範囲で町長が定める額を支給できることを定めます。

附則として、第1項では、施行期日を平成31年4月1日とするものです。第2項では、平成31年度の新入学学用品費の支給認定を受けた者の特例として、改正後の瑞穂町就学援助費支給要綱別表の規定は、新入学学用品費の入学前支給認定を平成31年2月1日に受けた者から適用するものです。以上、説明いたします。

鳥海教育長
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、ご質問もないようですので、委員には、さようご了承願います。

鳥海教育長
教育部長

日程第16、報告事項6、教育部長より説明を願います。

報告事項6については、平成31年3月18日に人事異動の内示がありましたので報告いたします。

1枚おめくりください。平成31年4月1日付けの人事異動内示のあった職員の一覧です。表は左から新たな所属と職名、氏名、旧所属と職名が記されています。なお、新たな指導課長及び指導主事の氏名、また、現任の田中指導課長と鈴木指導主事の異動先は、現在、公表されていません。では、主な職員をご紹介します。

新教育部長、こみね よしゆき氏は、課長職からの昇格です。上から4人目、指導課 教職員係長、たなかひろし氏は、主任職からの昇任です。田中氏から3人下になります、図書館 図書館係、やがめ たかひろ氏は、現在、郷土資料館の嘱託員ですが、4月から任期付職員として採用され、図書館係へ配属されます。やがめ氏は、学芸員という専門職で、特に自然分野に関する知識が豊富であり、その見識を広く町の運営に寄与していただきたいことから、職員採用となりました。現在、町が推進している、ふるさと学習「みずほ学」の講

師としての活躍に期待しています。次に、下から3人目、瑞穂斎場組合 事務局長 はしもと まさし氏は、係長からの昇任で、当組合への派遣となります。説明は以上です。

鳥海教育長
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、ご質問もないようですので、委員には、さようご了承願います。

鳥海教育長

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

これにて平成31年瑞穂町教育委員会第3回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前10時35分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員